

会 議 録

名 称	令和5年度 第3回 中央区建築審査会	
開催日時 場 所	9月15日（金）午前10時30分から午前12時00分まで 中央区役所 別館4階 建築関係相隣環境問題調整委員室	
出席者の氏名	委 員	水庭武宣会長、中島俊明委員、岩島秀樹委員、大江秀敏委員
	幹事	早川幹事（都市整備部長）、川島幹事（都市計画課長）、芳賀幹事（建築課長）
	書記	松本書記（庶務係長）、青柳書記（都市計画係長）
	<p>1 開会</p> <p>2 議題審議</p> <p>(1) 第6号議案 （仮称）晴海五丁目マルチモビリティステーション停留施設①に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）</p> <p>(2) 第7号議案 （仮称）晴海五丁目マルチモビリティステーション停留施設②に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）</p> <p>(3) 第8号議案 （仮称）晴海五丁目マルチモビリティステーション停留施設③に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）</p> <p>(4) 第9号議案 （仮称）晴海五丁目マルチモビリティステーション停留施設④に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）</p> <p>(5) 第10号議案 （仮称）晴海五丁目①(上)停留施設に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）</p> <p>(6) 第11号議案 （仮称）晴海五丁目①(下)停留施設に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）</p> <p>(7) 第12号議案 勝どきBRT(上)停留施設に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）</p> <p>(8) 第13号議案 茅場町（錦糸町駅前方面）バス停留所上家新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）</p> <p>(9) 第14号議案 豊海水産埠頭（東京駅丸の内南口方面）バス停留所上家新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）</p> <p>(10) 第15号議案 蛸殻町（よろい橋）（築地駅前方面）バス停留所上家新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）</p>	

- (11) 第16号議案
蛎殻町（よろい橋）（亀戸駅前方面）バス停留所上家新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）
- (12) 第17号議案
桜橋（亀戸駅前方向）バス停留所上家新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）
- (13) 第18号議案
新川二丁目（江戸バス）バス停留所上家新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）
- (14) 第19号議案
日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業新築工事（B街区）に係る建築基準法第52条第14条第1号に基づく許可（容積率制限の緩和許可）

3 閉会

審議の経過

別紙のとおり

1 開会

- 会長から、令和5年度第2回中央区建築審査会の開会が宣言された。

2 議題

(1) 第6号議案から第12号議案

- 「(仮称)晴海五丁目マルチモビリティステーション停留施設①に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可(道路内の建築許可)、(仮称)晴海五丁目マルチモビリティステーション停留施設②に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可(道路内の建築許可)、(仮称)晴海五丁目マルチモビリティステーション停留施設③に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可(道路内の建築許可)、(仮称)晴海五丁目マルチモビリティステーション停留施設④に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可(道路内の建築許可)、(仮称)晴海五丁目①(上)停留施設に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可(道路内の建築許可)、(仮称)晴海五丁目①(下)停留施設に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可(道路内の建築許可)勝どきBRT(上)停留施設に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可(道路内の建築許可)」について、7件すべてがBRT停留所上家新築工事に係るものであることから、まとめて審議を行うこととし、会長が事務局に対して説明を求めた。
- 幹事(建築課長)から、第6号議案から第12号議案の資料に基づき、申請の概要、審査意見について説明がなされた。
- 建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可に対し、同意するか否かについて委員が審議を行った。

(主な意見の内容)

- ・ マルチモビリティステーション全体の計画はどのようになっているのか。
→ BRT停留所上家、晴海交通広場、都営バスの停留所上家、コミュニティサイクル、公衆トイレが整備される計画である。公衆トイレと都営バスの停留所上家は過去の審査会で許可を受けており、順次許可申請が出てきている状況である。
- ・ BRT停留施設について、今後、新たに出てくる計画の予定はあるのか。
→ マルチモビリティステーション内は今回の議案で終了である。BRT停留施設については今後もある。
- 会長が採決を行い、委員全員の賛成により、本件について同意することとした。

(2) 第13号議案から第17号議案

- 「茅場町(錦糸町駅前方面)バス停留所上家新築工事に係る建築基準法第44条第1

項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）、豊海水産埠頭（東京駅丸の内南口方面）バス停留所上家新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）、蛸殻町（よろい橋）（築地駅前方面）バス停留所上家新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）、蛸殻町（よろい橋）（亀戸駅前方面）バス停留所上家新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）、桜橋（亀戸駅前方向）バス停留所上家新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）」について、5件すべてが都営バス停留所に係るものであることから、まとめて審議を行うこととし、会長が事務局に対して説明を求めた。

- 幹事（建築課長）から、第13号議案から第17号議案の資料に基づき、申請の概要、審査意見について説明がなされた。
- 建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可に対し、同意するか否かについて委員が審議を行った。

（主な意見の内容）

- ・ 第15号議案と第16号議案の歩道残幅員は、ベンチからではなく時刻表の先端からになるのではないか。
→ 許可する際に寸法を記載し、必要な離隔距離がとられているか確認する。
- ・ 第17号議案は既存の上家を建て替える計画となっているが、既存の上家の屋根と当該他の建築物との離隔距離は許可基準を満たしているのか。
→ 既存の上家は、基準が出来る前に建築されたため許可基準は満たしていない。本計画では、既存の上家より小さくなるため、離隔距離が広がる計画である。
- 会長が採決を行い、委員全員の賛成により、本件について同意することとした。

（3）第18号議案

- 「新川二丁目（江戸バス）バス停留所上家新築工事に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可（道路内の建築許可）」について、会長が事務局に対して説明を求めた。
- 幹事（建築課長）から、第18号議案の資料に基づき、申請の概要、審査意見について説明がなされた。
- 建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可に対し、同意するか否かについて委員が審議を行った。

（主な意見の内容）

- ・ 特になし
- 会長が採決を行い、委員全員の賛成により、本件について同意することとした。

（4）第19号議案

- 「日本橋一丁目中地区第一種市街地再開発事業新築工事（B街区）に係る建築基準

法第52条第14条第1号に基づく許可（容積率制限の緩和許可）」の審議にあたり会長が事務局に対し説明を求めた。

- 幹事（建築課長）から、第19号議案の資料に基づき、申請の概要、審査意見について説明がなされた。
- 建築基準法第52条第14条第1号に基づく許可に対し、同意するか否かについて委員が審議を行った。

（主な意見の内容）

- ・ 特になし
- 会長が採決を行い、委員全員の賛成により、本件について同意することとした。